

## 公 示

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示第503号に規定する地方運輸局長が定める額を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年4月1日

近畿運輸局長 谷口 克己



記

近畿運輸局長が定める額  
(告示第503号第1号へ)

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の自動車を使用して行うものに限る。）にあっては、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期（以下「始期」という。）が平成18年4月1日から平成19年3月31日の間である契約にあっては「100万円以下」とする。
2. 始期が平成19年4月1日から平成20年3月31日の間である契約にあっては「70万円以下」とする。
3. 始期が平成20年4月1日から平成21年3月31日の間である契約にあっては「50万円以下」とする。

附 則

1. この公示は、公示の日から適用するものとする。  
なお、始期が平成21年4月1日以降の契約にあっては、告示第503号第1号への規定により、財産に対する免責額が「30万円以下」であること。
2. 平成17年8月25日付け近運自一公示第10号・近運自二公示第30号は平成18年3月31日をもって廃止する。